

太田市告示第14号

市道路線の認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき市道路線を次のように認定したので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第1条の2第2項の規定に基づき太田市役所都市政策部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月26日

太田市長            清水 聖 義